

豊島区教育委員会の教育目標

教育は、普遍的かつ個性的な文化を創造し、豊かな社会の実現を目指し、平和で民主的な国家及び地域社会の形成者として自主的精神に満ちた健全な人間の育成と、わが国の歴史や文化を尊重し国際社会に生きる日本人、豊島区民となることを期して行わなければならない。

同時に、教育は社会の変化に対応し、絶えずその在り方を見直していかなければならないものであり、経済・社会のグローバル化、情報技術革命、地球環境問題、少子高齢化など、時代の変化に主体的に対応し、日本の未来を担う人間を育成することが、重要になっている。

豊島区教育委員会は、このような考え方に立って、以下の「教育目標」に基づき、積極的に教育行政を推進していく。

豊島区教育委員会は、幼児・児童・生徒（以下、「子どもたち」という）が知性、感性、道徳心や体力を育み、人間性豊かに成長することを願い、

- 互いの人格を尊重し、思いやりと規範意識のある人間
- 地域社会の一員として、社会に貢献しようとする人間
- 自ら学び考え行動する、個性と創造性豊かな人間

の育成に向けた教育を重視する。

また、学校、家庭、地域がそれぞれの役割を担い、豊かな環境の中で、子どもたちが、生涯にわたって主体的に文化やスポーツに親しむことができる人間として成長するよう関係機関との一層の連携を図る。

さらに、教育は、家庭、学校及び地域のそれぞれが連携して行わなければならないものであるとの認識に立って、すべての区民が教育に参加することを目指していく。

(令和元年 12 月 25 日 豊島区教育委員会決定)

令和8年度 豊島区教育委員会の基本方針

令和7年12月9日

豊島区教育委員会決定

豊島区教育委員会は、豊島区基本構想・基本計画を踏まえ、豊島区教育大綱及び豊島区教育ビジョン2025に基づき、以下の基本方針を定め、「みんながつながり、誰一人取り残さず、多様な子どもたちの未来を切り拓く教育」を推進する。

1 「知」「徳」「体」の教育内容の充実

1-① 学びに向かう力の育成

- (1) 基礎的・基本的な知識及び技能の習得に加え、思考力・判断力・表現力・学びに向かう力・人間性等の涵養など、将来を担う子どもたちが時代の変化に対応できる資質・能力を身につけることができるよう、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善を図る。
- (2) 「指導の個別化」と「学習の個性化」の充実により「個別最適な学び」の実現を図るとともに、「協働的な学び」を一体的に推進し、子どもたち一人ひとりの個性や能力を最大限に引き出し、伸ばす。
- (3) これからの時代を担う子どもたちが様々な課題を主体的に解決していけるよう、各教科等においてタブレットパソコンやデジタル教科書などのICT機器を効果的に活用し、探究的な学習を推進する。
- (4) 各校は、各種の学力調査等をもとに授業改善推進プランを作成・実践し、子どもたちの確かな学力の向上を図る。また、教育委員会は、社会の変化に応じた授業スタイルの変革や授業スキルの向上を図るため、学び続ける教員をより実践的な教員研修等で支援する。

1-② 豊かな心と人間関係の育成

- (1) 子どもたちに人権尊重の理念を広く定着させ、あらゆる偏見や差別意識の解消を図るため、人権教育をより一層推進する。
- (2) 豊かな体験活動を通して、子どもたちに「生命を大切に作る心」「他人を思いやる心」「規範意識」を育む教育を行うとともに、発達段階に応じて、幼児期からの道徳性の育成を図る。また、「特別の教科 道徳」を要とし、学校における教育活動全体を通して道徳教育の充実を図る。
- (3) 「豊島区いじめ防止対策推進条例」及び「同基本方針」を踏まえ、いじめの未然防止・早期発見・早期対応等を組織的に行うとともに、いじめの根絶に向けて保護者・地域・関係機関と協力し、互いに認め合い共に学び合える学校づくりを推進する。
- (4) 校外学習等を通して、子どもたちに体験学習や集団活動の場を提供し、他者との交流や協働することの重要性を実感できる、豊かな心や社会性を育む教育を推進する。

- (5) 東京芸術劇場、豊島区立芸術文化劇場等の地域の施設を利用し、音楽や演劇の鑑賞教室など、子どもたちに芸術・文化に触れる機会を設けるほか、自ら体験する機会を創出することにより、創造力や表現力などの豊かな感性を磨く。

1-③ 健やかな生活を送るための体力づくり

- (1) 体育における授業改善やタブレットパソコンの活用、校外学習等における自然にふれる体験などを通して、子どもたちに体の動かし方や運動の楽しさを学ばせ、生涯にわたって運動に親しむ態度を育む。また、家庭との連携により、子どもたちに自らの健康に関する意識や望ましい生活習慣を身に付けさせ、生涯を通じてたくましく生きるための基礎を身につけさせる。
- (2) 学校給食を学習教材とし、子どもたちに栄養のバランスや規則正しい食生活、食品の安全性を学習させるとともに、自然の恩恵、勤労への感謝や食文化に対する理解等の食育を推進する。
- (3) 「豊島区がん対策推進条例」及び「豊島区歯と口腔の健康づくり推進条例」に基づき、がん教育や歯と口腔の健康づくり等の健康教育を推進する。
- (4) 子どもたちの健やかな成長を後押しするため、定期健康診断・歯科健診等の充実を図る。

1-④ 小中連携教育のさらなる推進

- (1) 小学校から中学校への円滑な接続を図るため、9年間を見通した、発達段階に応じた「学習指導」「生活指導」を確立するとともに、全中学校ブロックで推進してきた小中連携教育の取組の一層の充実を図り、子どもたちの成長をきめ細やかに支援する。
- (2) 授業改善プログラム・地域の特色プログラム・小小連携プログラム・不登校対策プログラム等の小中連携教育「共通プログラム」の実践により、魅力ある学校づくりを推進する。

2 就学前教育の充実

2-① 幼児教育の質の向上

- (1) 区立幼稚園は、幼児教育の更なる質の向上とインクルーシブな教育の推進を図るとともに、幼児教育センターと連携し、幼児教育に関する知識・技能を高めるための調査・研究をする場として機能強化を図る。
- (2) 就学前のすべての子どもがより質の高い幼児教育を受け、健やかに成長できるよう、地域との連携を図りながら、文化・芸術・音楽・自然環境等に触れる機会の充実を図る。

2-② 幼児教育施設と小学校の円滑な接続

- (1) 施設の種別や公立私立の別を問わず、就学前教育と小学校教育の円滑な接続を図るため、学校探検や授業参加、ランドセル体験など小学生と交流する機会を積極的に設ける。
- (2) 幼稚園・保育園・小学校の保育士・教員合同による「アプローチ・スタートカリキュラム」研修を実施し、公立・私立幼稚園、保育園から小学校へ切れ目のない教育を推進する。

- (3) 校長と園長及び教員、保育士との「保幼小連絡会」を小学校区域単位等で開催し、お互いの小学校や園の紹介、子どもたちに関する情報の交換、年間行事等の確認を行い、施設間の連携強化を図る。

3 多様な子どもに対する支援の充実

3-① 特別支援教育の充実

- (1) 個別指導計画及び個別の教育支援計画に基づき、特別支援学級・特別支援教室における指導や就学相談の充実を図り、一人ひとりの能力を最大限に伸長する特別支援教育を推進する。また、交流及び共同学習等、子どもたちが障害の有無に関わらず、相互に活動する機会を拡充する。
- (2) 教員の専門性や指導力を高め、通常学級における特別支援教育の充実を図る。また、特別支援教育についての研修会や連絡会を通して、ユニバーサルデザインの視点による授業の工夫や合理的配慮についての理解を深めるとともに、タブレットパソコンや一人ひとりに合わせた教材などを活用して、すべての子どもにとって分かりやすく安心して学ぶことができる授業を推進する。
- (3) 人権教育や道徳教育を充実させることにより、子どもたちに様々な体験や人との関わりの中でその多様性に気づき、自他を大切にす心情や他者を認める社会性を身につけさせ、心のバリアフリーを実現する。

3-② 不登校対策の推進

- (1) 分かりやすく楽しい授業や魅力ある温かい学校・学級づくりを通して、子どもたちの自己肯定感や自己有用感を高め、不登校の未然防止に努める。また、関係機関等と連携し、不登校の早期発見・早期対応を図るとともに、個々の状況に応じた取組を多面的・多角的に推進する。
- (2) 日常的な対話や観察、心理検査の実施と分析、校内心のケア委員会の開催を確実にを行い、子ども一人ひとりの課題や悩み、状況を把握するとともに、関係機関との緊密な連携体制を構築する。また、相談窓口や取組内容を周知し、子どもや保護者が相談しやすい環境を整備する。

3-③ 多文化共生の意識醸成と日本語指導體制の充実

- (1) 子どもたちに文化の多様性を理解させ、国際社会の発展に寄与する態度や多文化共生の意識を醸成するため、国際理解教育のより一層の推進を図る。また、外国語によるコミュニケーション能力を高め、グローバルな人材を育成するため、デジタル教材やオンライン学習などICT機器のさらなる活用を促進するとともに、外国語指導助手（ALT）の配置による指導體制の充実を図る。
- (2) 日本語指導が必要な子どもたちが、円滑に学校生活を送ることができるよう、初期指導及び発達段階に応じた系統的な指導を行う。また、学習支援の充実を図り、日本語と母語の力を活用した「知識及び技能」と「思考力・判断力・表現力等」の一体的な育成に向けた取組を推進する。

3-④ 放課後支援の充実

- (1) 年々増加傾向にある子どもスキップの利用者数に対応するため、これまで以上に学校と連携し、放課後の時間帯に使用していない教室をタイムシェアリングすることにより、スキップの子どもたちが放課後に安全に過ごせる居場所を確保する。

- (2) 小学校進学を機に子どもの預け先がなくなる「小1の壁」を解消するため、登校時間まで子どもの見守りや、学童クラブからの帰宅時の見送りを行うなど、すべての子どもたちが安全・安心に過ごせる対策を講じる。
- (3) 中学生の放課後対策として「居場所づくり」「部活動改革」「学習支援」の3本柱で支援する。放課後の時間に気軽に立ち寄れるサードプレイスを確保するとともに、部活動地域展開の推進、区内の大学と連携した「としま地域未来塾」のさらなる充実など、中学生が自分らしく過ごせる居場所を確保する。
- (4) 図書館施設の改築・改修にあわせて、家庭、学校とは異なる、「居場所」としての空間づくりを推進していく。

4 教育環境の整備

4-① 学校における働き方改革の推進

- (1) 教員の働き方改革を着実に進め、教員の心身の健康保持とともに、誇りとやりがいをもって職務に従事できる環境を整備し、学校教育の質の向上を図る。また、教員の働き方改革に関する好事例を他校に紹介するなど取組の拡大を図る。
- (2) 教員の働き方改革の取組を保護者や地域、関係団体に周知し、理解・協力を図ることにより、地域一丸となって、子どもを見守り、育てる教育活動を推進する。
- (3) 「豊島区立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置計画」に基づき、教員の在校等時間の適切な管理とワーク・ライフ・バランスの確保を図る。

4-② 教育デジタル・トランスフォーメーション（DX）の推進

- (1) 個別最適化された学びを実現するとともに、発達段階に応じた情報活用能力や情報モラルの育成を図るため、一人ひとりの興味や関心、能力に応じたデジタル教科書や教材、学習支援ソフト等の選定・活用を促進する。
- (2) 学校運営の効率化を図るため、校務におけるクラウドサービスの利用拡大等を行うとともに、保護者からの出欠連絡や学校からの配布物等に「としま保護者連絡ツール（すぐーる）」を活用し、利便性の向上とペーパーレス化を推進する。

4-③ 計画的な学校改築および改修の実施

- (1) 教育環境の向上や防災機能の充実を図るため、今後の学校改築や改修を計画的に進める。
- (2) 改築を進めるには一定の期間を要するため、改築の時期が未定の学校については、「学習環境整備計画」に基づく改修等により、学習環境の改善を図る。

4-④ 安全・安心な学校づくり

- (1) 子ども自らが自然災害や交通事故、犯罪等の様々な危険を予測し、回避することができる力を高める教育を推進する。また、地域と連携した防災訓練等を実施するなど、組織的な対応力強化に向けた防災教育の充実を図る。

- (2) 学校に防犯カメラの設置・更新等、子どもたちを犯罪から守るための対策を講じるとともに、災害発生時に備え、防災・災害対策用機材を計画的に配備する。また、暑さ対策を継続的に実施し、子どもたちの健康リスクを低減する。
- (3) 通学路での安全確保のため、防犯カメラ設置のほか、学童誘導員の配置や町会など関係者との連携による見守り体制の充実を図る。また、教育委員会・学校、保護者・地域、警察などによる通学路合同点検を定期的の実施するとともに、「子どもたちを交通事故から守る取組み強化月間」など、関係機関等が一体となった取組を推進する。
- (4) 「学校給食における食物アレルギー対応指針」に基づき、食物アレルギー対策についての組織的な体制づくりを進め、事故予防と事故発生時の適切な対応を徹底する。
- (5) 教職員は、その職責を十分に自覚し、倫理観や規範意識等をより一層高め、「性暴力・セクシュアルハラスメント」（子どもや職員へのわいせつ行為、SNS での不適切なやり取りなど）「飲酒運転」、「体罰・不適切な指導」（暴力行為、暴言など）「個人情報漏洩」（紛失・流出）「公金横領（会計事故）」などのサービス事故の防止に努める。特に、性暴力等については、「豊島区教育委員会児童等に対する性暴力等根絶のための指針」に則り、組織をあげて根絶に取り組む。

4-⑤ 学校図書館の充実・地域図書館との連携

- (1) 「豊島区子ども読書活動推進計画」に基づき、子どもたちの読書活動を効果的に推進する。また、学校図書館を学習情報センターとして活用し、調べ学習や発表活動等を通して、主体的に学習する態度を育成する。
- (2) 子どもたちの読書活動への関心や学習意欲を高めるため、学校図書館の蔵書の充実を図るとともに、学校図書館司書の能力向上のための研修や豊島区立図書館との緊密な連携により、レファレンスサービスを強化する。また、大型スクリーンや複合機等の ICT 機器の設置、学習スペースの確保など、学習情報センターとしての活用促進に向けた環境整備を行う。
- (3) 学校図書館司書連絡会を通じて学校図書館と地域図書館との連携を深め、地域図書館が、学校図書館のニーズに応じて、子どもたちの読書活動を活発にするためのサポートを強化する。

5 学校と家庭・地域のとの連携

5-① コミュニティ・スクールの推進と充実

- (1) 学校運営に学校・保護者・地域住民・団体等が共に知恵を出し合い、意見を反映させる「コミュニティ・スクール」制度の充実を図り、地域全体で子どもたちの健やかな成長を育む体制を構築する。
- (2) 学校と地域の連携強化を図るための「地域コーディネーター」を育成し、各学校へ配置することにより、子どもたちの学びや体験の場の充実を図る。

5-② 家庭と地域との連携による教育力の向上

- (1) 「豊島区子どもの権利に関する条例」に基づき、学校・家庭・地域が連携・協働し、子どもの権利の普及・啓発活動や相談機能の充実を図る。
- (2) 公開授業や学校参観週間、広報紙及びホームページ等を通して教育に関する情報を積極的に発信し、保護者・区民の教育活動への参加を促進する。また、学校や園・家庭・地域のネットワークを構築し、家庭教育の向上を図る。
- (3) 子どもの健全育成を図るため、保護者や子どもたちのニーズを把握しながら、PTA連合会との共催による行事や研修会等を開催し、参加しやすい魅力あるPTA活動に向けた支援を実施する。

5-③ 地域人材・資源の活用による地域を愛する子どもの育成

- (1) ソメイヨシノや雑司が谷すすきみみずく、トキワ荘、長崎獅子舞など、多彩な文化資源を日頃の学習とつなげることにより、子どもたちが豊島区の歴史や伝統・文化、芸術等について理解を深めて次世代へ継承するとともに、郷土を愛し誇りに思う心をはぐくむ教育を推進する。
- (2) チームとしまを構成する多くの企業や区内8大学と連携し、様々な体験や人と人とのふれあいを通して、子どもたちの社会参画や社会貢献の意欲・態度を育む。
- (3) チーム学校として組織的な学校経営を行い、「社会に開かれた教育課程」を実現するとともに、地域の教育力を生かした特色ある学校づくりを進める。また、教員研修や校内研究、OJT等を通して、教員の授業力や資質・能力を高め、計画的・継続的に人材育成を図る。